

全銀 EDI システム接続開始等に伴うサービスご利用規定の改定について

【〈ひろぎん〉ビジネス Web サービスご利用規定】

	改定前	改定後
定義	1.〈ひろぎん〉ビジネス Web サービスとは 〈ひろぎん〉ビジネス Web サービス (以下「本サービス」という) とは、(中略) 各サービスの取引の内容は以下のとおりとします。 [1] インターネットバンキング a.照会・振込サービス……残高照会、入出金明細照会、振込入金明細照会、振込・振替、各種料金払込等 b.データ伝送サービス……総合振込、給与(賞与)振込、口座振替、ワイドネット代金回収、HIT-LINE 代金回収、地方税納入等 (以下、省略)	1.〈ひろぎん〉ビジネス Web サービスとは 〈ひろぎん〉ビジネス Web サービス (以下「本サービス」という) とは、(中略) 各サービスの取引の内容は以下のとおりとします。 [1] インターネットバンキング a.照会・振込サービス……残高照会、入出金明細照会、振込入金明細照会、振込・振替、各種料金払込等 b.データ伝送サービス……総合振込、給与(賞与)振込、口座振替、ワイドネット代金回収、HIT-LINE 代金回収、地方税納入、<u>入出金明細照会、振込入金明細照会</u>等 (以下、省略)
免責事項	1.当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)	1.当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、<u>また、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合</u>、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)
[追加] 金融 EDI 情報の取扱い ※「不正な振込等」の次に追加	—	<u>契約者は本サービスの取引上に設定される金融 EDI 情報を、当行が次の利用目的達成のために必要な範囲で利用することに同意することとします。</u> <u>当行は、金融 EDI 情報を第三者に提供する必要が生じた場合、法令に基づく場合等、合理的に必要性が認められる場合または個別の契約者が特定できない状態で提供する場合を除き、お客さまの同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供します。</u> <u>(1)当行内における市場調査、商品・サービスの企画・開発上の分析、マーケティング分析等</u> <u>(2)新たな商品・サービスに関する営業推進・提案活動等</u>
データ伝送サービス	1.データ伝送サービス(インターネットバンキング) データ伝送サービスとは、契約者の端末からの依頼により「総合振込」「給与(賞与)振込」「口座振替」「ワイドネット代金回収」「HIT-LINE 代金回収」「地方税納入」等各種データ受付を行うサービスをいいます。	1.データ伝送サービス(インターネットバンキング) データ伝送サービスとは、契約者の端末からの依頼により「総合振込」「給与(賞与)振込」「口座振替」「ワイドネット代金回収」「HIT-LINE 代金回収」「地方税納入」等各種データ受付を行うサービス<u>および契約者の端末からの依頼により「入出金明細」「振込入金明細」等各種データ提供を行うサービス</u>をいいます。

【〈ひろぎん〉 法人向けパソコンサービス〔V-Light・V-Standard〕 ご利用規定】

	改定前	改定後
8. 免責事項	(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)	(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、 <u>また、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合</u> 、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)
[追加] 10. 金融 EDI 情報の取扱い ※「9. 不正な振込等」の次に追加	—	<u>契約者は本サービスの取引上に設定される金融 EDI 情報を、当行が次の利用目的達成のために必要な範囲で利用することに同意することとします。</u> <u>当行は、金融 EDI 情報を第三者に提供する必要が生じた場合、法令に基づく場合等、合理的に必要性が認められる場合または個別の契約者が特定できない状態で提供する場合を除き、お客さまの同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供します。</u> <u>(1)当行内における市場調査、商品・サービスの企画・開発上の分析、マーケティング分析等</u> <u>(2)新たな商品・サービスに関する営業推進・提案活動等</u>

【〈ひろぎん〉 法人向けパソコンサービスご利用規定】

	改定前	改定後
7. 免責事項	(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)	(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、 <u>また、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合</u> 、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)
[追加] 金融 EDI 情報の取扱い ※「9. 解約」の次に追加	—	<u>契約者は本サービスの取引上に設定される金融 EDI 情報を、当行が次の利用目的達成のために必要な範囲で利用することに同意することとします。</u> <u>当行は、金融 EDI 情報を第三者に提供する必要が生じた場合、法令に基づく場合等、合理的に必要性が認められる場合または個別の契約者が特定できない状態で提供する場合を除き、お客さまの同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供します。</u> <u>(1)当行内における市場調査、商品・サービスの企画・開発上の分析、マーケティング分析等</u> <u>(2)新たな商品・サービスに関する営業推進・提案活動等</u>
[追加] サービスの追加 ※「10. 規定の準用」の次に追加	—	<u>本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。</u> <u>また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があり、契約者は追加・変更後の規定に従うものとします。</u>

	改定前	改定後
[追加] サービスの廃止	—	<u>本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止することができます。また、サービス廃止時には、本規定を追加・変更する場合があります、契約者は追加・変更後の規定に従うものとします。</u>
[追加] サービスの休止	—	<u>当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当行のホームページその他の方法によりお知らせします。</u>
[追加] 譲渡・質入などの禁止 ※「11.契約期間」の次に追加	—	<u>本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れ、第三者への貸与などとはできません。</u>
[追加] 準拠法・合意管轄	—	<u>本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u>
[追加] 規定の変更	—	<u>本規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。なお、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。</u>

【〈ひろぎん〉オンラインデータ伝送サービスご利用規定】（データ受付サービス（顧客承認方式）ご利用規定）

	改定前	改定後
5. 免責事項	(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いまたは受付データの通知が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)	(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いまたは受付データの通知が遅延したり不能となった場合、 <u>また、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合</u> 、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (以下、省略)
[追加] 金融 EDI 情報の取扱い ※「7.解約」の次に追加	—	<u>契約者は本サービスの取引上に設定される金融 EDI 情報を、当行が次の利用目的達成のために必要な範囲で利用することに同意することとします。</u> <u>当行は、金融 EDI 情報を第三者に提供する必要が生じた場合、法令に基づく場合等、合理的に必要性が認められる場合または個別の契約者が特定できない状態で提供する場合を除き、お客さまの同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供します。</u> <u>(1)当行内における市場調査、商品・サービスの企画・開発上の分析、マーケティング分析等</u> <u>(2)新たな商品・サービスに関する営業推進・提案活動等</u>
[追加] サービスの追加	—	<u>本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。</u> <u>また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります、契約者は追加・変更後の規定に従うものとします。</u>

	改定前	改定後
[追加] サービスの廃止	—	<u>本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止することができます。また、サービス廃止時には、本規定を追加・変更する場合があります、契約者は追加・変更後の規定に従うものとします。</u>
[追加] サービスの休止	—	<u>当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当行のホームページその他の方法によりお知らせします。</u>
[追加] 譲渡・質入などの禁止 ※「8.契約期間」の次に追加	—	<u>本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れ、第三者への貸与などできません。</u>
[追加] 準拠法・合意管轄	—	<u>本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u>
[追加] 規定の変更	—	<u>本規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。なお、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。</u>